

建専連

1種目用

2 第三者賠償補償制度

保険種類

賠償責任保険

一括払

7105553211

証券番号

分割払

7105553216

契約者〈制度運営者〉

社団法人 建設産業専門団体連合会 (建専連)

〒105-0001
東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館6階
TEL: 03-5425-6805 FAX: 03-5425-6806

取扱代理店1 〈非幹事代理店〉本制度についての詳細説明、ご契約手続き・契約管理、事故受付を行います。

取扱代理店2 〈幹事代理店〉

建栄サービス株式会社

〒101-0047
東京都千代田区内神田3-4-6 富士エレベータビル7F
TEL: 03-5298-6340 FAX: 03-5298-6341

引受保険会社



株式会社 損害保険ジャパン

営業開発第一部 第一課
〒160-8338
東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL: 03-3349-3216 FAX: 03-3348-6939

および全国各地の損保ジャパン各課支社*
※お客さまの最寄の課支社が担当いたします。

SJ11-08415 (2011.12.01 作成)

建専連会員団体所属の施工業者の皆様へ 平成24年3月版

建専連

専門工事業総合補償制度

のご案内

3つの制度から「必要なものだけ選択し」
「好きな時期に」加入ができます!

1種目用

建専連のスケールメリットを活かした保険料のご案内いたします。
見積依頼書のFAXにて貴社の保険料をご確認ください!

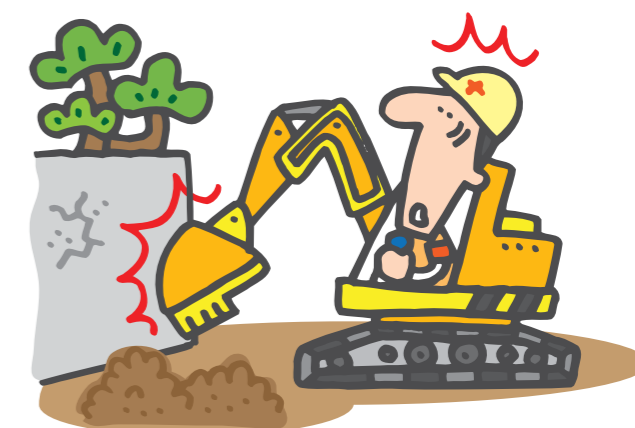
このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、[詳細版](#)パンフレットをご覧くださいとともに
損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

2

第三者賠償補償制度



資材が落下し、通行人がケガ



ミニショベル機でぶつけた



刈払機での飛び石による損害



切り枝が落下

	申込・送金締切日	保 険 期 間	
新規・継続 1年加入	1月31日	メニュー②第三者賠償補償制度	平成24年3月1日 午後4時～平成25年3月1日 午後4時(1年間)
新規 中途加入	毎月15日	メニュー②第三者賠償補償制度	着金月の翌月1日 午前0時～平成25年3月1日 午後4時(短期間)

[注] 平成25年3月1日以降は、1年ごとの契約更新となります。

〈保険契約者(制度運営者)〉社団法人 建設産業専門団体連合会

本制度の特長

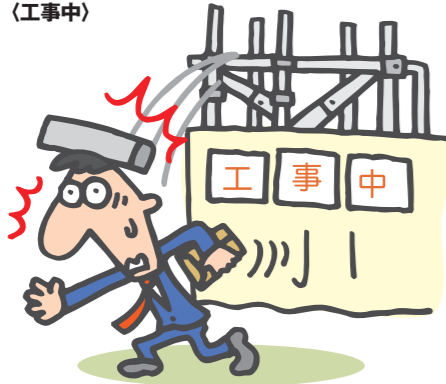
各制度(メニュー)ごとの補償概要

メニュー
2

第三者賠償補償制度

工事中または工事引渡後の第三者への賠償事故を補償

(工事中)



資材が落下して、第三者の通行人がケガ



ミニショベルの操作を誤り、近くの壁を壊した



刈払機で飛び石が発生し、第三者の車にキズをつけた



誤って切り枝が落下し、第三者の車にキズをつけた

保険料の目安

年間完工高 **1億円** の場合

※完工高(1万円ごと)、所属団体により保険料は変動いたします。

パターンD1…身体賠償：1億円
財物賠償：2,000万限度

年間保険料+制度運営費

年間保険料+制度運営費		年間保険料+制度運営費	
1 NGS	約16万円	6 ウレ断協	約15万円
2 全室協	約10万円	7 日板協	約11万円
3 全防協	約16万円	8 造園連	約16万円(※パターン:D1B)
4 全基連	約18万円	9 日機協	約18万円
5 日左連	約9万円	10 日夕煉	約9万円
		11 全夕協	約8万円(※パターン:D1B)

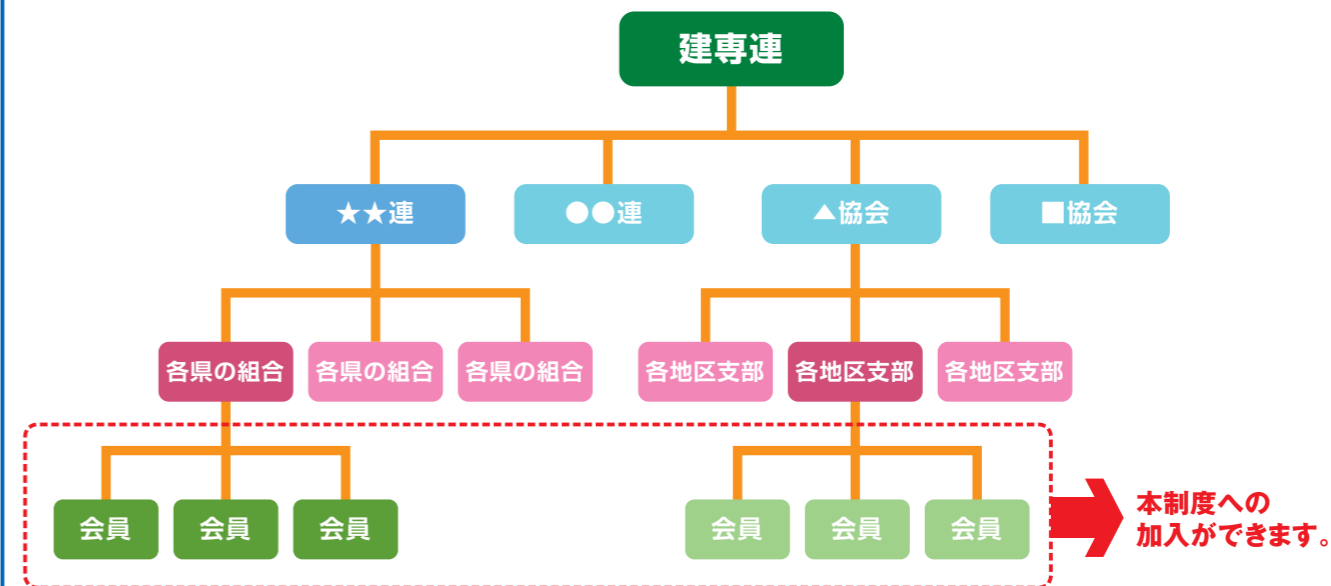
詳細内容

3ページをごらんください

建専連について

「建専連(=社団法人建設産業専門団体連合会)」とは

建専連とは、外壁仕上業、防水工事業、内装工事業など専門工事業の団体(計39団体)から構成される、国土交通省土地・建設産業局所管の公益法人であり、適正な施工単価の確保など専門工事業者の社会的・経済的な地位向上に向けて、種々の活動に取り組んでいます。



本制度に加入できる方

建専連所属かつ専門工事業総合補償制度を採用している団体所属の施工業者。

本制度のメリット

メリット 1 割安な保険料

建専連会員団体所属の各専門工事業者計：約63,000社からなる大型団体のスケールメリットを活かした保険料水準を実現。

メリット 2 必要な補償額の加入が可能

多くの加入パターンからご希望の補償のみ選択して加入できます。

メリット 3 好きな時期での加入が可能

現在、既に他の保険に加入している場合など、その保険の切替時期(契約満期)にあわせて、毎月1日付けでの加入が可能です。

★保険金のお支払方法等重要な事項は、詳細版24ページ以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

ご加入の方法等について

5ページをごらんください。

第三者賠償補償制度

施設賠償責任保険・請負賠償責任保険・生産物賠償責任保険

『お支払いの対象』となる主な事故

加入者（加入者の下請負人を含みます。）の行うすべての工事・作業中に発生した下記のような事故その他の費用（自己負担額を控除した額）を保険金額の範囲内でお支払いします。

*法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。
※生産物賠償責任保険のお支払い対象の事故は、保険期間中に損害賠償請求を提起されたものにかぎりです。

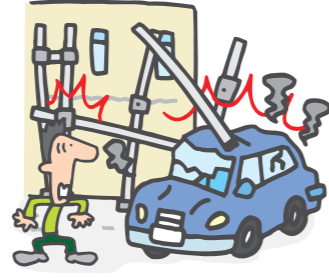
パターンD1・D2・D3の補償範囲

パターンD1B・D2B・D3Bの補償範囲（※⑧造園連、⑪全タ協のみ）

工事中の事故
(請負賠償責任保険)



刈払機で飛び石が発生し、第三者の車にキズをつけた。



足場が倒れ駐車車両を傷つけた。



ミニショベルの操作を誤り、近くの壁を壊した。

加入パターンごとの保険金額

支払限度額 および 自己負担額	補償項目	支払限度額（保険金額）			
		加入パターン	D1・D1B	D2・D2B	D3・D3B
工事中・施設の事故	身体賠償	1名 1事故	5,000万円	1億円	2億円
	財物賠償	1事故	1億円	2億円	4億円
	自己負担額		2,000万円	4,000万円	8,000万円
			1事故：3万円（塗料・薬剤等の飛散事故のみ1事故：10万円）		
工事引渡し後の事故	補償項目	支払限度額（保険金額）			
	加入パターン	D1	D2	D3	
	身体賠償	1名 1事故・期間中*	5,000万円	1億円	2億円
	財物賠償	1事故・期間中*	1億円	2億円	4億円
	自己負担額		2,000万円	4,000万円	8,000万円
			1事故：3万円		

保険料の算出方法

保険料の目安は1ページ下段に記載しています。年間保険料は所属団体ごとに異なります。6ページの『見積依頼書』のFAXにて詳しい保険料をご照会ください。

により、加入者に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払うべき損害賠償金および

所有・管理施設の事故
(施設賠償責任保険)



誤って切り枝が落下し、第三者の車にキズをつけた。



立入規制が不十分で、資材置場に子どもが入りこみケガをした。

工事引渡し後の事故
(生産物賠償責任保険)
(注意) 自社施工箇所のやり直しは、対象となりません。



施工に不具合があり、雨水が家屋内に浸入、天井クロスを汚した。

保険金をお支払いできない主な場合

- 支給された資材や設置工事の目的物（例：エアコン、太陽光発電パネルなど）に生じた賠償責任
- 運搬中または積み込み・積み下ろし作業中の物に生じた損害
- 被保険者の故意によって生じた賠償責任
- 戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
- 自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）、航空機、船舶の所有・使用・管理に起因して生じた賠償責任
- 従業員が業務に従事中に被った身体障害による賠償責任
- 原子力に係る賠償責任
- 被保険者と被保険者以外の第三者との間に損害賠償に関する別の約定があり、その約定によって加重された賠償責任
- 石綿損害に係る賠償責任
- 専門職業人としての行為（医療行為、弁護士業務等）に係る賠償責任
- 排水または排気によって生じた賠償責任
- 生産物または仕事のかしに基づく生産物または仕事の目的物の損壊それ自体の賠償責任
- 被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任
- 被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任

当該制度に適用される約款・特約

賠償責任保険普通保険約款、賠償責任保険追加条項
 保険料の確定に関する追加条項（賠償）、※分割払のみ保険分割払特約条項（大口用）
 施設所有管理者特約条項、漏水担保追加条項（施設）、費用内枠払い追加条項（施設）
 請負業者特約条項、交差責任担保追加条項（Full Way 請負）、作業対象物担保追加条項（請負）、費用内枠払い追加条項（請負）
 生産物特約条項、損害賠償請求ベース追加条項（生産物）、費用内枠払い追加条項（生産物）

ご加入の方法等について

ご加入までの流れ

1 見積依頼 (右ページの用紙をご利用ください)

直近の会計年度の完工高・売上高を記載した見積依頼書をFAXください。
FAX先は担当代理店、建専連または最寄りの損保ジャパンのいずれかになります。
FAX受信後、速やかに見積書をFAXで返信いたします。

2 見積り内容の詳細説明

各制度の内容・保険料を担当代理店よりご案内いたします。ご加入の制度・パターン・口数をご確認ください。

3 加入手続

加入依頼書に必要な事項を記載・捺印のうえ、建専連までご送付ください。
加入依頼書は①担当代理店にて作成、②パンフレット詳細版22・23ページ、のいずれかをご利用ください。
保険料を下記の建専連指定口座へお振込みください。(振込手数料は加入者様のご負担となります。)

加入依頼書送付先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館6階
社団法人建設産業専門団体連合会

保険料振込先

みずほ銀行 神谷町支店 普通 1004683 シヤ) ケンセツサンギョウセンモンダンタイレンゴウカイ

4 加入者証等の送付

加入依頼書と保険料が到着後、保険始期から1か月以内に、加入者証や保証書用紙などをお送りします。
加入申込後、保険始期から2か月経っても送付のない場合は、建専連または損保ジャパンへご連絡ください。

事故が発生した場合

1 事故の報告

事故が発生した場合は、事故日・事故状況・損害程度などについて、事故報告書に記入のうえ、FAXにて引受保険会社までご連絡ください(加入者証と一緒に送付した事故報告書をご使用ください。パンフレット詳細版21ページにもあります。)
事故の日から30日以内にご通知のない場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

2 事故解決と保険金のお支払い

取扱代理店または引受保険会社より、事故解決に向けアドバイスさせていただきます。また、請求に必要な書類を速やかに
お送りいたします。解決にあたり示談を必要とする事故の場合、取扱代理店または引受保険会社にご連絡がないまま示談交
渉されますと、支払われた(または支払う予定の)損害賠償金の全部または一部について、保険金をお支払いできないことが
ありますので、必ず事前にご相談ください。

※長期性能保証制度・第三者賠償補償制度では、自動車保険と異なり保険会社が加入者・被保険者(保険の対象となる方)に代わり示談交渉を行うことはできません。
※賠償責任保険では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払い対象となりません。

見積依頼書

※コピーしてご利用ください

「建専連 専門工事業総合補償制度」 見積依頼書

<ご安心ください!> 見積依頼書のFAXによって制度加入が強制されることはありません。現在、ご加入の保険商品との比較として、お気軽にFAXください。

※以下のいずれの番号でも結構です。見積依頼書が届き次第、当日または翌日(翌日が土・日・祝日の場合は翌営業日)に、FAXにて見積書を送付いたします。

「建専連 専門工事業総合補償制度」取扱代理店 行
社団法人建設産業専門団体連合会 行
(引受保険会社)株式会社損害保険ジャパン 行

●個人情報の取扱いについて
当社(代理店)は、この保険料見積依頼書に記載の個人情報をもとに、お客様のニーズに合った保険プランをご提案させていただきます。なお、適切で分かりやすい資料にてご提案させていただくために、同個人情報を当社(代理店)が損害保険代理店委託契約を締結している株式会社損害保険ジャパンに提供することにご同意のうえ、保険料見積依頼書にご記入ください。

担当代理店 名称・FAX	
担当代理店所属 損保ジャパン課支社FAX	
建専連FAX	03-5425-6806
損保ジャパン 本社FAX	03-3348-6939

【ご注意ください】本制度は①～⑩の各団体に所属する業者の皆様しか加入ができません。

内に記入、所属する団体に“◆”印を記載のうえ、FAXをお願いします。

◆見積依頼日

平成 年 月 日

◆所属団体

◆見積依頼者

〒	
住	
所	
名	
称	
TEL	FAX

- ①NGS (＝日本外壁工上業協同組合連合会)
- ②全室協 (＝全国建設室内工事業協会)
- ③全防協 (＝全国防水工事業協会)
- ④全基連 (＝全国基礎工業協同組合連合会)
- ⑤日左連 (＝日本左官業組合連合会)
- ⑥ウレ断協 (＝日本ウレタン断熱協会)
- ⑦日板協 (＝日本建築板金協会)
- ⑧造園連 (＝日本造園組合連合会)
- ⑨日機協 (＝日本機械土工協会)
- ⑩日夕煉 (＝日本タイル煉瓦工事業協会)
- ⑪全夕協 (＝全国タイル業協会)

◆保険料算出の基礎数字

◆年間売上高「A」(長期性能保証制度 用)
→対象工事の年間売上高

万円

※1万円単位まで記載(千円単位を四捨五入)

◆年間売上高「B」(第三者賠償・業務中傷害 用)
→全工事の年間売上高

万円

※1万円単位まで記載(千円単位を四捨五入)

◆保険期間・保証書発行可能期間

平成 年 月 1日～平成25年3月1日

◆業務中傷害補償制度 パターンごとの口数・役員の数

①口数 ②役員の数
パターンG1 口 パターンG2 口 現場作業しない(A級) 人 現場作業する(B級) 人